

無線の運用を開始します!

◇防災行政無線の放送内容について

◎平常時の放送（行政）

- ①時報チャイム（午前6時・正午・午後6時・午後9時）
※屋外拡声子局の動作確認を兼ねています。
- ②選挙の投票の啓もうに関する放送
- ③大規模イベントに関する放送
- ④不審者情報に関する放送
- ⑤熊等の出没に関する放送
- ⑥突発的な断水のお知らせ
- ⑦その他町長が必要と認める放送

◎緊急時の放送（防災）

- ①防災及び災害対策
- ②人命救助
- ③武力攻撃事態等における
国民の保護に関する放送

※緊急時の放送と平常時の放送の違い

- ・平常時の放送・・・チャイム（ド・ミ・ソ・ド♪）から始まります
- ・緊急時の放送・・・警告音（サイレン）から始まります。

◇「もしも」のその時に備えておこう

町では、万一の災害に備えて、次のような情報伝達手段から、防災・災害の情報を皆さんのもとへ発信しています。



01

メール配信サービス「インフォ@かわまた」

災害・緊急情報などを携帯電話やパソコンへメールでお知らせします。
※事前登録が必要です。

infokawamata3@rakume.jp に空メールを送信ください。



02

町ホームページ

災害・緊急情報などをホームページに掲載します。

URL <https://www.town.kawamata.lg.jp/>



03

緊急速報メール（エリアメール）

携帯電話会社から災害情報を発信します

04

災害情報共有システム（Lアラート）

町からテレビやラジオなどの情報媒体や携帯電話会社などへ
災害・緊急情報を配信・提供します。

防災行政無線の他にも様々な
情報伝達手段がありますね!

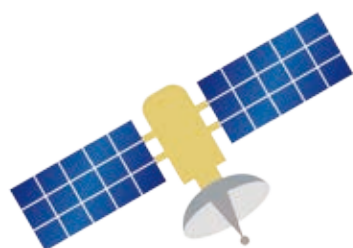


令和2年4月1日から デジタル防災行政

町は、平成29年度より整備を進めていたデジタル防災行政無線（同報系）の運用を4月から開始します。デジタル防災行政無線（同報系）は、役場に設置した「親局」と町内70箇所に設置した「屋外拡声子局（屋外スピーカー）」、難聴世帯に貸与している「戸別受信機」で構成され、「Jアラート」やその他の情報伝達手段と連携することで、情報伝達の幅が広がり、よりスムーズに町民の皆さんへ情報をお届けすることができます。

問い合わせ先 総務課消防交通係（内線1106）

【防災無線イメージ図】



Jアラート



川俣町役場



※防災無線室から情報伝達を行います。



各種の通信手段



屋外スピーカー

テレメータ子局と呼ばれる雨量計や風向・風速計などの観測装置を取り付けた屋外拡声子局も3箇所に設置され、町内の気象状況を常に把握することが可能となります。



戸別受信機

◇防災行政無線テレホンサービス TEL 024-572-3124

防災行政無線の難聴地域解消対策のひとつとして、自宅の電話や携帯電話から防災行政無線で放送された内容を聞くことができるシステムを導入しています。

放送が聞き取れなかった時や、もう一度聞きたい時などにご利用ください。※通話料は利用者の負担となります。



聞き逃しても
これで安心です！